

井戸川かわら版

井戸川裁判
(福島被ばく訴訟)
ニュース

発行：井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会 発行日：2025年3月26日

〒347-0055 埼玉県加須市中央2-7-6 東電原発事故研究所内

事務局：080-4865-3159（稲垣） idogawasasaerukai@yahoo.co.jp

Web：<http://idogawasupport.sub.jp/>

かわら版編集・写真：080-1101-8072（沼尾） 組版協力：市民じゃ〜なる

No. 32



▲ 2月5日 最終弁論・結審後の報告集会

▲ 3月8日 さようなら原発 ミニステージ 代々木公園

〔私の主張〕 ウソで壊された町原告 井戸川克隆 2

〔原告・井戸川克隆最終弁論；傍聴記〕

「原発事故を見極めるには ウソに負けないことである」.....水戸喜世子 24

井戸川さんに叱咤! 叱咤! そして激励されて学んだこと.....大野恭子 25

〔最終弁論アンケート〕 26

〔4月25日のお知らせ〕 28

12：30～ 2025年「井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会」総会

13：30～ 映像記録（撮影：堀切さとみ）『原告が双葉町を語る』上映

14：30～ 対談：井戸川さん＊堀切さとみさん

——「忘れてはならない双葉町の現実」

17：30～ 報告会（終了19：00）

あとがき 28

ウソで壊された町

原告
井戸川克隆

支える会員並びに役員の皆様のご支援の下に、無事最終弁論を去る2月5日に終えることができましたこと、ここにお礼申し上げます。

平成27年5月20日東京地方裁判所民事第50部に、福島被ばく損害賠償請求事件として提訴以来、多くの皆様にはこれまでお支えくださり、結審までくることができましたことに対し、衷心より感謝申し上げます。

この間、二度にわたり訴訟代理人の変更がありましたが、いずれの訴訟代理人には当裁判に大きな功績があったことは間違いありませんので、申し添えます。

原告本人訴訟に至ったのは、発電所立地町の信頼を大きく裏切り、ウソで世論を騙し、平然としている被告らに対し、原告自身が過去の約束、事故時に執るべき体制、法の定めについて、騙された本人の生の訴えを、法廷と支援者、町民、国民に伝えるために、本人訴訟にしなければならなかったのです。

最終口頭弁論について

最終口頭弁論に臨むにあたって、気を配ったのは裁判の素人の井戸川は、たいしたことができないだろうと甘く見られるなという思いから、裁判開始以来、実在した現場の事実、被告らの約束、事故後の違法な体制、公務員職権濫用等を記してきた陳述書を多く取り入れて、訴訟代理人が用いなかったものを中心に書きましたので、苦労はあまりしませんでした。又、裁判官はよその裁判も手掛けているので、同じような主張では効果がないので、原告独自の法律論を多く取り入れて、他の裁判では見たことも、聞いたこともないような双葉町長としての経験則を中心にまとめました。

したがって、原告準備書面第43号の第1分冊から第7分冊には、支える会員の皆様並びに、双葉町民には難解かもしれませんが、ゆっくり読んでいただくと主旨が見えてくると思いますので、史書としてご覧いただければ幸いです。

なお、以前に提出していた準備書面第34号は現地進行協議について、第39号は原子力安全・保安院が総務省から指摘されていた事案について詳しく記していますので、是非ご覧ください。

※ 最終準備書一覧

第40号	被告東京電力準備書面（15）に再反論する	131 頁
第41号	被告東京電力準備書面（16）に反論する	73 頁
第42号	被告国第29準備書面に反論する	134 頁
第43号	第1分冊 事故前の真実	869 頁
	第2分冊 事故発生	504 頁
	第3分冊 事故隠しの正体	221 頁
	第4分冊 外 道	591 頁
	第5分冊 怨念で死す	456 頁
	第6分冊 平成の乱	508 頁
	第7分冊 総括 憤怒の鬼になった原告	654 頁
	第8分冊 パワーポイント「まとめ」	202 頁

私の裁判について

私の裁判は、双葉町長に対して、被告らが事故前に誓っていた、どのようなときでも原子力発電所の運転を「止める」、そして核燃料の熱を「冷やす」、発電所の周辺には決して放射性物質を出さないために、格納容器内に放射能を「閉じ込める」と常に語っていた原発のウソ・偽りを、法廷の場で詳らかにし、名誉と被害・損害の回復を求めることでした。

上記の「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」の3つの約束は、双葉町民に対して被ばくをさせない約束でしたが、本件原発事故では、官邸が危機迫る事故情報を遮り、なす術を失った最後の手段のベントによる被ばくと、1号機の爆発物による被ばくをさせたのです。双葉町民が等しく有していた、被ばくをさせられない権利・公約を破ったのは、原子力規制省庁（経済産業省資源エネルギー庁、文部科学省ら）の任務懈怠と、素人政治家ら（無免許・無資格・無経験）が集う官邸の不当介入による奇襲であり、そして、これを正当化していることは、今世紀最大の内乱なので許せないのです。

当初は、刑事裁判を考えていましたが、先行する刑事裁判の行方を見ますと、善意の国民が、事故に絡む利害関係者を被告としたものを、裁判所が原告らの提訴を門前

払いするような汚い裁判になっていたので、やむなく、損害賠償請求事件としたのです。

原告本人は、当初から原告が双葉町の長として得ていた経験と多くの資料を証拠としていたので、原子力産業と利益相反関係にある専門家や、現場の実務を知らない文献だけの学者を証人にする必要はありませんでした。

一時期、被告らは、被告らを代弁する UNSCEAR2012 報告書を引用して、原告の被ばく被害を否定してきましたが、当時の現場の事実を知らない者の作文だったので、間違いを指摘した反論を提出したら、被告らからの再反論はありませんでした。

お粗末な間違いというのは、「双葉町民が3月12日の午前8時に川俣町に到着していたので、被ばくはしていないというウソを記していたので、UNSCEAR2012 報告は使い物に成らないと反論したのです。」

このように、現場の事実を知らないと、日本政府は限りなく国民にウソをつくことを確認しましたので、政府発表は全て実証と重ね合わせ、真贋を確認する必要があります。

ついでに申し上げますと、国際機関の IAEA、ICRP、UNSCEAR、WHO、OECD 等は、日本の計量法上の計量証明事業者ではありませんので、日本政府は彼らをウソの道具としていますが、日本国民は彼らのウソに左右される法律も、理由もないのです。

日本政府の中の悪党たちは、IAEAを持ち出して、「IAEAの基準ではとか、IAEAが決めた」ということで、国民を騙していますが、彼らには日本の国内法に定められた地位はありません。単なる日本政府の功利主義的な「語り役者」に過ぎないのです。

これまで、汚染水海洋放出について、IAEA 基準という作文で、合格と日本政府の利権屋たちは国民を騙してきましたが、IAEA 基準という法律は日本にはありません。

これから、汚染土の処分に IAEA を持ち出して、国民を洗脳しようと試みるでしょうが、IAEA という幻覚に騙されてはいけません。

幻覚からの脱却を

本件原発事故を算数から考えると、日本人の最近の推計人口は、約1億2千万人、その内2022年度の原子力関係従事者数は4万9,202人となっている。これに、政治家、官僚、地方自治体、医・学界、産業界、労組、メディア、原子力の専門家、

文筆家等に家族を加えて100倍し、推計約500万人と見積もり、全国民との比率でいえば、500万人/12000万人の比率は約4.2%となります。100-4.2=95.8%の善良な人々への、原子力利権組織人口約4.2%による加害及び権利侵害となることが分かります。この比率から言えば、「絶対多数の国民が、絶対少数の原子力利権に絡む者たちに利用されたり、健康被害を偽装されたりすることはあってはならないのです。」

ついでにいえば、国民の中の裁判官の人口比率を考えてください。勝敗は非を見るより明らかですが、国民があまりにも他力本願なので敗訴にされているのです。多くの裁判で、裁判官にお願いするという行為が散見されますが、絶対多数の国民自身が絶対少数の裁判官を評価・分析し、不当な判決には、絶対多数の国民自身が直接判示するようにしなければ、絶対多数の国民は政府の家畜にされ続けるでしょう。

現在、人類の多くは、代表制を民主主義の基本と錯覚していますが、古代からの習性が身についているために、選挙で「ボス・独裁者」を選んで自分の全権を委ねています。

原告は従来からボス・独裁者になることを目指していませんでしたので、双葉町長になるということは、最大・最終責任者になるという覚悟でした。

本件事件発生時の双葉町長としての責任者として、現在、裁判に臨んでいます。長（ボス）とは、唯我独尊になるのではなく、又、推挙してくれた民衆の為にのみに働くのではなく、全体の為に長の役目を果たさなければならないと固く信じています。

現在、世界中で独裁を決め込んでいるボスは、それぞれの国には1人です。世界の圧倒的多数の国民は、たった一人のボスをどうして排除できないのでしょうか？公務員の責務を明確にすることで、独裁者は誕生できないのです。ボスに虐げられている人々は、マスメディアの誘導によって思い込まされていることから開放することで、悪意の呪縛（権力の独占）による苦役（核産業・戦争産業）から免れるでしょう。

フクシマ原発事故（以下、「本件事件」という。）の真実

双葉町の広報誌「エネルギーのまちふたば」には、以下のようなことが約束されていました。下記広報誌に、記載されている事項について例外規定はなく、厳守・遵守規定と原告及び町民は判断しています。



平成 17 年度・21 年度版より引用

原子力発電所の安全確保

★基本的な考え方

原子力発電所の安全確保の基本は、周辺環境や人々に放射線による影響を及ぼさないことです。そのため原子力発電所は「多重防護」の考え方を基本としています。万が一のときも原子炉を「止める」「冷やす」放射性物質を「閉じこめる」ことで安全を確保しています。

★原子力発電所の安全確保

①放射性物質を閉じ込める構造

5 重の壁（ペレット、被覆管、原子炉圧力容器、原子炉格納容器、原子炉建屋）によって放射性物質を閉じ込める構造になっています。

★原子力発電所の地震対策

原子力発電所は、いかなる地震でも事故を起こしたり放射性物質が環境に放出され安全性が損なわれることのないように建設されています。「敷地内で想定されるどんな地震力に対しても、原子炉を安全に停止し、冷やし、放射性物質を閉じ込める機能が十分に確保されるよう耐震性を持たせること」が原子力発電所の耐震設計の目的です。

上記には、「想定外」という文言が入る余地はない。^(注1)

注1：東京電力株式会社福島第一原子力発電所は、上記のように「いかなる地震でも事故を起こしたり放射性物質が環境に放出され安全性が損なわれることのないように建設されています。」という構造だったはずなので、過酷事故が起きるはずがなかった。

これを、ウソ・騙し、又は、根拠の無い言いふらしで世論操作をしているのです。

下記にある協定書は、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」は、国と企業の違いがあってもめざす内容は同一と考えることができます。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所 周辺地域の安全確保に関する協定書

福島県（以下「甲」という。）、**双葉町**及び大熊町（以下「乙」という。）並びに東京電力株式会社（以下「丙」という。）は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）周辺地域住民の安全の確保を目的として次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守等）

第1条 丙は、発電所の建設及び保守運営にあたっては、発電所から放出される放射性物質及び温排水による周辺環境の汚染の防止と安全確保のため、関係法令及び原子炉施設保安規定を遵守し、周辺地域住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講ずるものとする。

2. 丙は、原子力発電施設の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、原子力発電施設の設計、製作、施工、運転及び保守の各段階にわたる品質保証活動を請負企業等を含め積極的に行うものとする。

（計画等に対する事前了解）

第2条 丙は、原子炉施設及びこれと関連する施設等の新增設をしようとするとき又は変更しようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

2. 甲及び乙は、丙から前項の規定による了解を求められたときは、十分協議するものとする。

（通報連絡）

第3条 丙は、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項をその都度通報連絡するものとする。

2. 前項の規定により通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

—中略—

附 則

この協定は、平成3年4月1日から実施する。

この協定成立の証として、協定書4通を作成し、甲、乙、丙それぞれ1通を保有するものとする

平成3年3月18日

甲	福 島 県 知 事
乙	双 葉 町 長
	大 熊 町 長
丙	東京電力株式会社
	取締役社長

この協定書の第一条第一項にあるように、

丙は、発電所の建設及び保守運営にあたっては、発電所から放出される放射性物質及び温排水による周辺環境の汚染の防止と安全確保のため、関係法令及び原子炉施設保安規定を遵守し、周辺地域住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講ずるものとする。

と定められていたことは厳守しなければならない最重要事項である。

東京電力株式会社の事故の責任者が、東京電力株式会社取締役社長であることは、この略称「安全確保協定書」に記されていることから、清水正孝取締役社長が責任者であることが明らかなので、本件事件では、取締役社長は責任から逃れることが絶対にできないのです。

東京電力株式会社が福島第一原子力発電所を壊したのは、「津波対策をさせない対策をさせた」東京電力株式会社の取締役社長なのです。ひとりの長のウソ・誤魔化しで、国民・町民の生命、身体及び生活環境の破壊が可能にされてしまうことです。

2002年に地震調査研究推進本部が公表した15.7mの波高を予想した長期評価の地震・津波情報を、双葉町ではこの時の内閣府中央防災会議に遮られていた。

しかも、「平成17年度福島県沿岸市町津波避難計画策定の手引き」を基に作られた「平成20年度双葉町津波避難計画の素案」は、長期評価が警告していた15.7mの最大波高とは大きく違い、福島県の手引きの双葉町の最大波高3.8mを引用したものであったので、原告の頭には15.7mの波高の津波の考えはありませんでした。

双葉町の津波避難計画の素案作りを、(財)電源地域振興センターに依頼したのは、地震調査研究推進本部を所管する文部科学省ではなく、所管外の資源エネルギー庁でし

たが、この時には、3・11の危機を知ることがなく、おかしいなと思いながら受け入れてしまったのです。

今、本件事件を振り返ると、長期評価が警告していた貞観津波地震の15.7mの最大波高を、発電所周辺自治体の双葉町の思考停止を謀るために、経済産業省と電気事業連合会の下部組織である(財)電源地域振興センターを使い、双葉町に、貞観津波の知識が及ばないように工作させたのではないかと疑っています。

下級審の東京地方裁判所の主張・弁論が終わっても

事故発生直後、第一義的責任者の東京電力株式会社代表取締役社長清水正孝を陰に隠して、原子力の素人の菅直人政権の枝野幸男官房長官が、「被ばくしても直ちに影響がないというウソで」、汚染地からの避難が妨害されて住み続けて、放射能被ばくによる殺人（原告の思い）が途切れることなく続いているのです。時々原告に訃報が届けられますが、その故人が生前中どこで、何をしていたのかをたどれば、被ばくの軽重が判断できるので、多くの場合、放射性物質からの避難を妨害されたことが死亡の要因と判断しています。

「下記の方は平成29年秋に亡くなりました。」



上記の方は、平成23年3月11日から3月19日まで双葉町に住んでいました。町の防災行政無線の届かないところに住んでいたため、町が呼びかけた「避難の広報」を知らないまま、一番放射能が濃いつき、裏の川の水でコメを炊き食べていたのです。

平成23年3月19日、捜索隊に発見されるまで家に住んでいました。

このことを知った原告は、この方の避難先まで出向き、事情を伺った時の映像が上記のものです。危機情報の伝達がうまくなかった被害者なので、原告は当時双葉町長として謝罪をしましたが、手遅れになっていました。たびたび内出血を起こすので、輸血は何度も行ったと語りました。素人ながら症状を聴いたら、血小板が一桁だと語った。血小板が一桁ということは、死を意味するので、かかりつけの医師は何と診断しているのかと問うと、被ばくについてはかたくなに否定して、聞きなれない病名を告げられていたようでした。この女性は、政府の初期対応の任務放棄によって、平成29年亡くなったと言っても過言ではありません。

この大罪は、いずれも常識人であれば発生しなかったのです。とくに言えば、一般家屋より脆弱で、地震・津波ごときで壊れてしまうような半端な発電所なのに、竣工検査で合格させた政府はもっとも責任が重いのです。原子力発電所の監理・監督してきた経済産業省資源エネルギー庁、原子力安全・保安院とえば、任務懈怠の責任を問われるべきであるのに、本件事件の首謀者の原子力安全委員会、原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構等の責任追及から逃亡させ、隠ぺいさせて規制庁に職場替えを行い平然としている者たちの姿は鬼畜と形容できます。

政府が言う逃げ口上の自助、共助、公助というまやかしに騙されてはいけません。

原告の反省では、自助と共助は、現場の事故情報が内閣総理大臣によって隠されて機能しませんでした。公助に至っては、事故直後、放射能が怖くて文部科学省、厚生労働省らは現地に来ないで遠くから見ていたので、公助などできなかったのです。盛んに行ったのは、原子力発電所の業務に無経験で、無資格で、官邸に集う素人政治家の無鉄砲な指示と、自分たちの分限・職責を偽装していたことです。

まだまだ多くの事実が偽装され、隠されております。原告の真実を明らかにする戦いは、留まることなくこれからも続きます。

一番悪いのは内閣府による不利益情報の不告知

1 内閣府中央防災会議が、地震調査研究推進本部の波高15.7mの津波を予測した長期評価の公表を止めたことで、北海道から房総半島までの沿岸市町村の住民が津波を避けられず、多くの人々が被災しました。双葉町民も20名の溺死者と1名の行方

不明者が発生した。これは内閣府による「不利益情報の不告知」による正真正銘の人災です。

2 「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」の3つの約束はウソでした。

- ・平成20年3月東電設計が報告した15.7mの津波の波高を双葉町に隠したこと。

- ・平成20年9月福島第一原子力発電所第二応接室の秘密会議で、「津波対策は不可避」という結論を無視して、本店の取締役が「津波対策をしない対策」に方向付けをして、発電所立地町には知らせなかったこと。

- ・平成21年9月東電が貞観津波の試算結果を保安院に報告。この時には、福島県原子力安全確保技術連絡会の開催中で、被告らが出席していた。この時に被告らから提出していた会議資料には、貞観津波問題が記述されていなかったこと。

- ・平成23年3月7日東電が保安院に15.7m津波試算報告したが、双葉町には報告していない。これは安全確保協定違反事案で、許されるものではない。この時に発電所の運転を止めていたら、状況はだいぶ変わっていたと考えられる。

民間企業の東京電力株式会社に、地方公共団体の双葉町の社会秩序が壊される法律は存在しません。同じく、避難によって自分の生活が維持できなくなることも、双葉町の条例規則には定められていません。

日本は民主主義の国ではなかった

平成23年3月11日から我が国の政府は悪体を現した。真面目な国民が信頼してきた国家像というものが、行方不明になったか、消滅した日である。

原発事故が発生した直後から原告が共有してきた原発事故対応に係るマニュアルが無くされて、作文の世界に巻き込まれて、原告は確実に原子力災害対策関連法の外に放置されてしまったために、事故対応の協議とか、情報共有を行ったことはないの、全てにおいて合意・同意は行っていません。

半面、事故前の約束を守ることができなかった被告東電が、国を含む利益相反関係者らから守られた。その変身は11日の津波発生直後には確立されていたようである。

菅直人政府原子力災害対策本部長の災害対応には、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に定められていた「国民（住民）の生命、身体及び財産を保護すること」に、寝食を忘れて対応した姿が全くなかったことで、背任が証明される。その結

果、菅直人政府地震・津波災害対策本部長が地震・津波被害で瀕死の状態の国民の救助・救済に奔走した姿を見ていないのです。

菅直人の著書のどこかに「俺は原発事故現場を見るから、枝野幸男官房長官は地震・津波被害を担当してくれ」と記していた。これは、日本に真の災害対策本部長が不在だったことを示しているのです。

この時の原発事故の担当大臣は、海江田万里経産大臣だったので、菅直人は無任所の大臣だったということになります。

国民の多くはマスコミに取り上げられないと、事故・事件の真相に気づくことはない。

本件事件の真相を知らない善良な国民は、「復興」という迷信に踊らされて放射性物質が舞う汚染地に移住していますが、除染したという結果のインチキを知らずに、恐ろしい放射性物質についての知識のない人たちなのです。

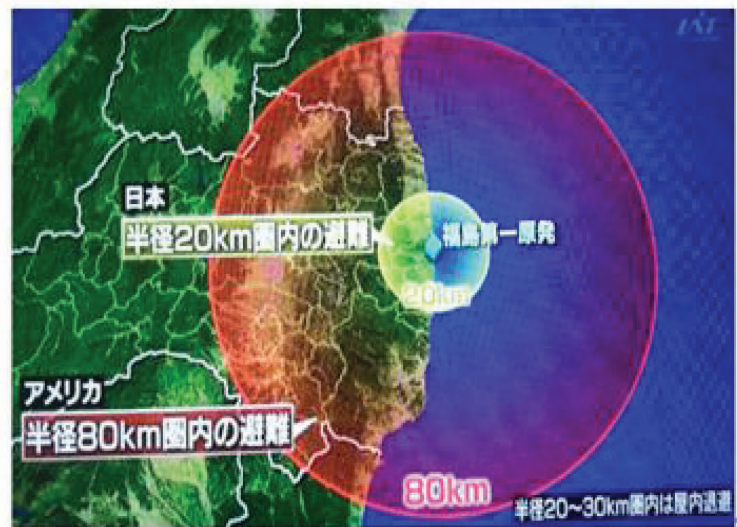
以下は、東電原発事故の影響範囲を原告が想定したものである。

《図2・福島原発の放射性物質（毒）の影響予測図》



内は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から放出された放射性物質が1ミリシーベルト以上と原告が想定している範囲を示す。

下記は、アメリカの AMS を基にしたアメリカ人の人命尊重を考慮した避難範囲で、中の 20 km 円は日本政府の人命無視で、行政組織と企業を守るための考え方である。



12 / 221

被告らが必死になって隠していること

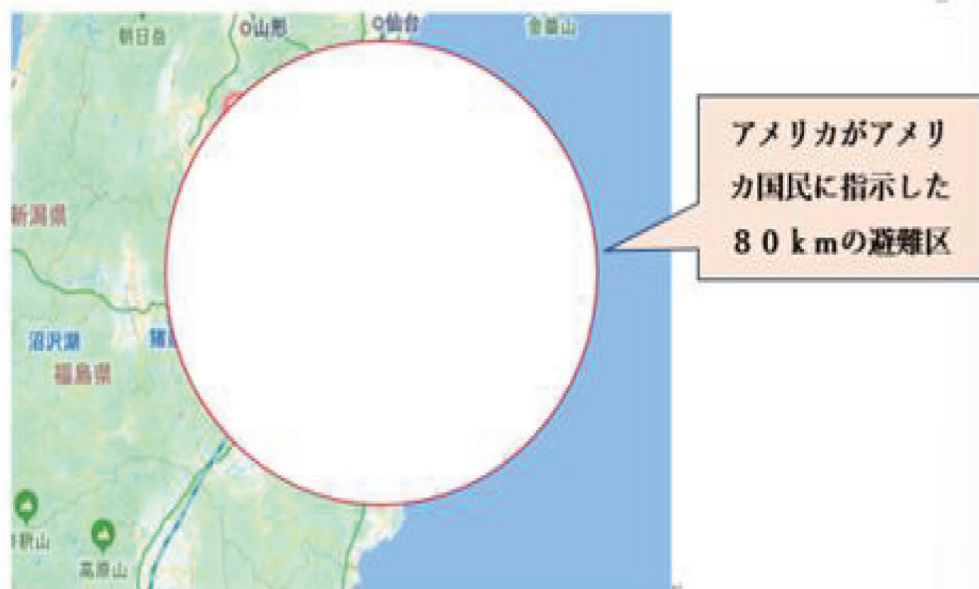


図5

本件事故による被害の真実を偽装し、福島県以北の住民のための流通を遮らないようにするために、福島県民が被ばく被害を強制された。

それにしても、佐藤雄平福島県知事は本件事故で重を守ったのかの検証が必要になってくる。図5のことが分かって、県民を避難させなかったら、被害者になってしまう恐れが強い。

(2) 人命軽視の日本と米国⁴

日本政府とアメリカ政府の人命の考えの違い。この円の中の人々は、原発の安全教育に裏切られ、終の住処を放射能に占領されてしまった。これは、戦の意思を持たない住民に対する、核戦争といえることができる。⁴



図7は、原子力発電所の立地審査指針に記されている、低人口地帯という条件に合致したことを証明している。しかし、汚染された地域が大きな広がりになっている。⁴

最大にして、最悪の騙しを赦さない

以下は、平成23年12月16日政府発表の事故収束宣言に対して、本当かどうか確かめるために、双葉町原子力災害対策本部長は、略称「安全確保協定」に基づき事故収束宣言の真贋を確認するために、事故現場の重要免振棟内に入り、被告東電の小森常務、高橋第一原子力発電所所長らに、本件事故の収束の確認検査に入った時の写真（次頁）。

この場所で、原告（この時、双葉町原子力災害対策本部長）は、同席した被告東電に対し、本件事故の「収束はしたのか」と問うと、小森常務は「収束していません」と答えました。もし、事故は収束していますと答えたら、収束を確認した記録の「検査調書」の提出を求めることにしていましたが、小森常務が「収束していません」と答えたので、検査はされていないことを確認したので、ここで質問は終了しました。

この会話は、現場で行ったので野田総理の収束宣言がウソだったことがわかった。



重要免振棟内で収束検査について質した。収束していませんと答えた。



収束検査中。収束に至った証拠文書は存在しなかった。

原告はこの時の状況をビデオカメラで撮影しましたので、証拠は保全されています。

【参考資料】

放射線測定の実習

放射性物質には減衰期があることは、多くの国民の皆さんはご存じなので、詳しい説明は不要でしょう。

ただ心配なのは、報道機関の映像を見ますと、携帯用簡易型の線量計で歩きながら測っていますがそれは間違いです。計測器は全て計量法に基づく検査証明がなければなりません。証明機関の証明には期間が有りますので、期間を過ぎたもので測っても、参考値でしかありません。又、歩きながら測ることは正しいことではありませんので、その数値を使うことはできません。

以下は、本件事故前に福島県原子力安全広報協会が発行していた広報誌の別冊です。

アトムふくしま別冊
シリーズその18

● 保存版 ●

ウランちゃんの 原子力の基礎知識

環境試料採取による環境放射能監視

発行／財団法人福島県原子力広報協会

〒979-1308 福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野199番地

福島県原子力センター内

財団法人 福島県原子力広報協会

TEL 0240(32)3734 FAX 0240(32)3440

<http://www.atom-fukushima.or.jp>

監修 福島県

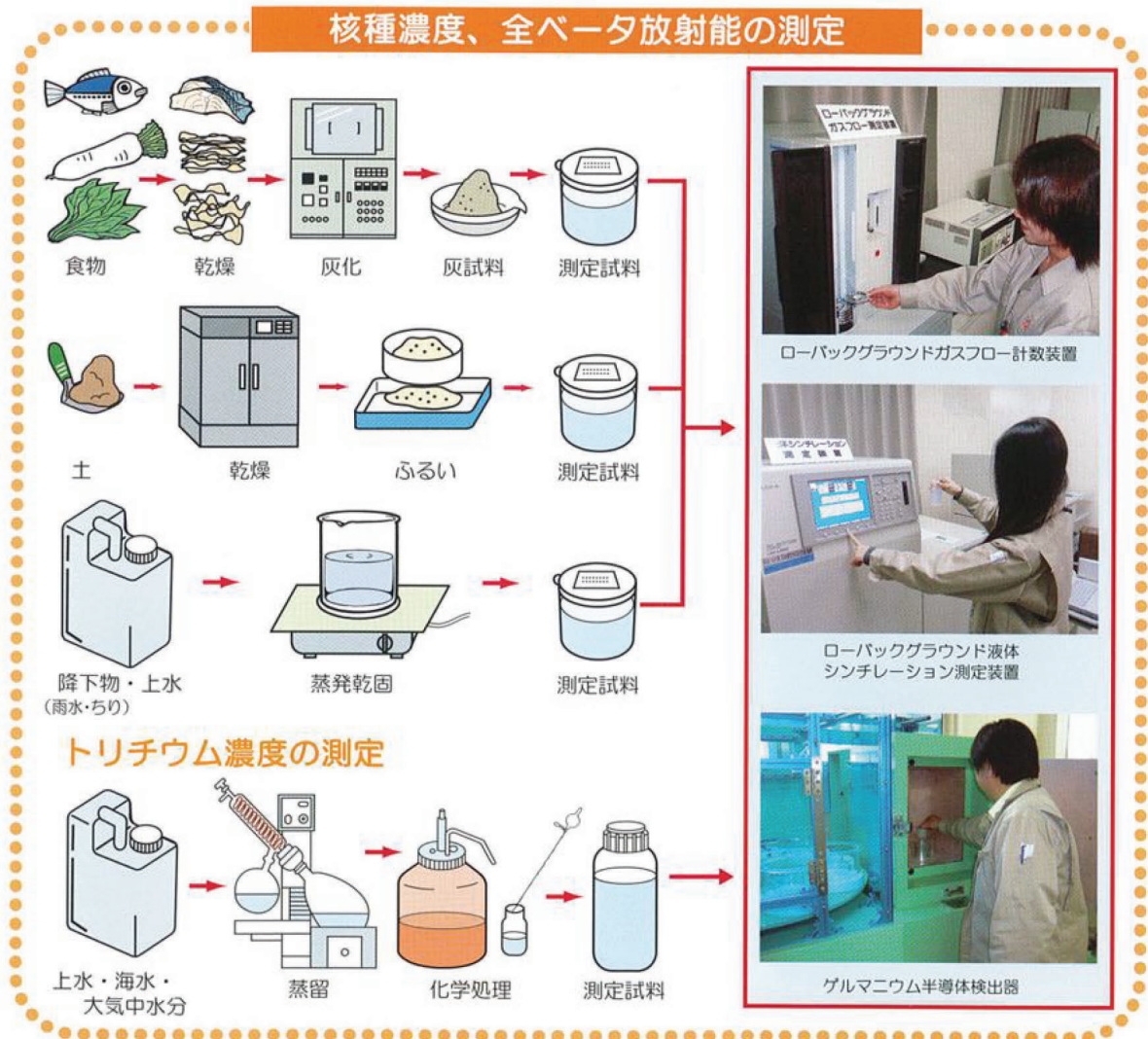
(財)福島県原子力広報協会は福島県と広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・南相馬市・田村市・いわき市の11市町村で構成されています。

福島県では、環境放射能モニタリングにおいて、環境試料に含まれる放射能を測定していますが、これは、発電所周辺地域の広い範囲にわたって土、上水、海水、海底の土、農畜産物、水産物などを採取するところから始まります。採取した環境試料に含まれる放射能は極めて少ないため、試料に応じて蒸発凝固や灰化などの濃縮処理を行い、さまざまな機器を使って測定します。

まず、環境試料に含まれる人工放射性物質を測定するために、ゲルマニウム半導体検出器を使用し、測定試料から放出されるガンマ線を計測します。

また、環境試料の放射能レベルの比較や変動を把握するために、ローバックグラウンドガスフロー計数装置を使用し全ベータ放射能を測定します。ゲルマニウム半導体検出器と異なり、人工放射性物質の分析はできませんが、比較的少量の環境試料でも迅速に測定することができます。

さらに、海水、上水に含まれるトリチウムという放射性物質を測定するために、液体シンチレーション測定装置を使用し、測定試料から放出されるベータ線を計測しています。



上記のトリチウム濃度の測定には、計測の手順が明記されています。ところが、汚染水海洋放出問題が表面化したとき、サンプルにシンチレーション・サーベイメータをあてて、反応がないことはトリチウムがこの水には含まれておりませんと、メディアが宣伝していましたが、あれは国民を騙すための演技だったのです。

シンチレーション・サーベイメータで、トリチウムの濃度は計測することは全くできません。

本件事故前のトリチウム濃度は、福島県原子力センター、東京電力福島第一原子力発電所、原子力安全・保安院が環境放射線モニタリング結果として、測定データが公表されていたので、ここの数値を基準にして増減を確かめればよいのです。事故前の数値を超えれば、事故によるものと判断して可否を語ればよいのです。

放射線管理について、以下に示したのは、すでにご存じかと思いましたが、再確認のために、記しました。政府のウソを暴くために、福島県原子力広報協会が、すでに、発電所周辺自治体の住民に配付していたアトムニュースの別冊の「ウランちゃんの原子力の基礎知識」から引用したものです。本件事故後に、後知恵の20ミリシーベルトという数値を示しても通用しないことを証明するために、ここに提示しました。

原子力の基礎知識 放射線Q & A



Q8 放射線はどのような考え方に 基づいて管理されているの？

A8

「放射線を取り扱う職業人の場合、1年間に全身にあびる量は20ミリシーベルト（5年間の平均）、一般の公衆に対しては、1ミリシーベルトを線量限度とする。」これは、1990年、国際放射線防護委員会（ICRP）の世界に向けた勧告です。我が国でも、この勧告に基づき、放射線障害防止法などが改正され、平成13年4月から施行されています。

職業人の被ばくの線量限度は放射線被ばくによる発ガンなどの発生率を広島・長崎の原爆被ばく者データの解析等から推定し、設定されています。また、一般公衆の線量限度は、医療被ばくを除き、1ミリシーベルト／年が勧告されています。

ICRPは、放射線の利用について、得られる利益から見てその人や社会が容認できる限度、すなわち、「現在の知識に照らして身体的な障害または遺伝的な障害の起こる確率が無視できる」線量を限度として勧告しています。

また、線量限度と併せて、「すべての放射線被ばくは合理的に達成できる限り低く保つこと」を勧告しています。日本の原子力発電所は勧告に基づき、発電所からの放出量は、一般公衆の線量限度である1ミリシーベルトの20分の1である0.05ミリシーベルト以下にするという、厳しい線量目標を定めています。そして、実際に運転している発電所から放出される放射性物質による線量は、目標値よりも十分低い値になっています。

◆ウランちゃんの豆知識③？

Q. ICRP（国際放射線防護委員会）について教えて？

A. ICRPは、放射線医学、生物学、遺伝学などに関連する世界の専門家で構成されており、放射線に関する防護の基本的な考え方と、職業人及び一般公衆に対する線量限度を勧告しています。

ICRPの勧告する放射線防護基準は、世界各国の放射線防護策の基礎となる原則を提示するものであり、世界各国の放射線防護基準はICRPの勧告を基準に策定されています。我が国の放射線防護基準もICRPの勧告に基づいて、放射線審議会等の審議を経て策定されています。



放射線障害防止法



放射線業務従事者に対する線量限度
5年間で100ミリシーベルト、
1年間で50ミリシーベルトを
超えない



一般公衆についての線量限度
1ミリシーベルト/年間
(自然放射線と医療は除く)

- 福島県の下記マニュアルの不履行は、子供甲状腺障害者増に繋がっている

福島県緊急被ばく医療活動 マニュアル

平成11年に茨城県東海村で発生したJCOウラン加工工場の臨界事故(以下、「JCO事故」といいます。)は、3名の作業員が重篤な放射線被ばくを受け、2名が亡くられるなど、前例のない大事故となりましたが、国においては、この事故対応への反省を踏まえて、初期対応の迅速化、国及び地方公共団体の連携強化等を柱とする原子力災害対策特別措置法を制定するとともに、「防災基本計画」や「原子力施設等の防災対策について(以下、「防災指針」といいます。)」の見直しを行いました。

県においてはこれを受け、平成13年に福島県地域防災計画原子力災害対策編(以下「防災計画」といいます。)を修正し、その後、緊急被ばく医療のあり方、安定ヨウ素剤予防服用の考え方及び災害時のメンタルヘルス対策について、平成14年11月までに防災指針に示されたことなどから、平成15年5月に修正を加えたところです。

I 緊急被ばく医療の基本的考え方

1 緊急被ばく医療の方針

- (1) 原子力発電所から放射性物質が大量に放出されたり、原子力発電所内において作業者が放射性物質による汚染あるいは放射線被ばく（以下「放射線被ばく等」という。）を受ける事故が起きた場合には、放射線被ばく等を受けた者（以下「被ばく者等」という。）のほか、緊急時の混乱により生じる一般傷病者に対する医療が必要になる。
- (2) このような事態においては、全く医療を必要としない場合でも、多くの者が放射線障害に対して漠然とした不安や危惧を持ち、各医療施設に検査等を求めてくることが予想される。こうした事態に迅速、的確に対応するため、あらかじめ緊急被ばく医療体制を整備しておくとともに、正確な事故の状況と汚染検査等の結果について積極的な情報提供・広報を行い、住民の不安等の解消に努めることが必要である。
- (3) 緊急被ばく医療は、「いつでも、どこでも、誰でも最善の医療を受けられる。」という命の視点に立ち、一般の救急医療、災害医療との整合性を図るものとする。よって、①被ばく医療の対象として、原子力発電所の従事者と周辺住民等とを区別せずに同じように対応する②原子力発電所における原子力緊急事態の発生時のみならず、原子力緊急事態に至らない場合等で被ばく者等が発生する場合にも同じように対応する、このような緊急被ばく医療体制を構築することが必要である。
- (4) 原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づく原子力緊急事態宣言後においては、福島県原子力災害対策センター（以下「オフサイトセンター」という。）に組織される原子力災害合同対策協議会の医療班との連携を図るとともに、独立行政法人放射線医学総合研究所を中心とした緊急被ばく医療派遣チームの指導、助言を得るものとする。

2 被ばく医療と一般の医療の相違点

被ばく医療は、一般の医療とは次の点が異なる。

(1) 汚染管理及び放射線防護の必要性

- ① 医療関係者等の被ばく線量の低減化を図るとともに、医療機器、壁、床等の汚染防止、汚染の拡大防止等の放射線防護対策を行う。
- ② 医療関係者等の被ばく線量の管理を行う。
- ③ 放射性物質による汚染がある場合には、除染を行い、除染の効果を確認する。
- ④ 除染に使用した資機材等については、汚染の有無を確認し、汚染が確認されたものや汚染拡大防止措置に使用した資材については保管し、原因者である原子力事業者に取り戻ってもらう。

(2) 内部被ばく及び汚染創傷に対する処置

- ① 内部被ばくに対する治療
- ② 汚染創傷に対する治療(ブラッシング、デブリードマン等)
- ③ 尿、便、吐しゃ物等の生体試料の管理

(3) 線量の測定に基づいた治療方針の策定

緊急被ばく医療機関の医師は、被ばく患者の推定被ばく線量に基づく放射性物質や放射線による障害の程度を考慮して治療方針を策定する。

(4) 放射線管理要員の協力支援

被ばく者等に随行する放射線管理要員は、被ばく者等の搬送時や医療機関での除染処置、汚染の拡大防止等の放射線防護や放射線管理について協力、支援する。

4 緊急被ばく医療の概要

緊急被ばく医療は、次の区分、段階により行う。

(1) 初期被ばく医療

① 原子力発電所等における初期被ばく医療(原子力事業者の対応)

被ばく者等の応急処置とともに、簡易な測定等による放射性物質の汚染の把握(サーベイランス)、スクリーニング(被ばくの程度を放射性物質による汚染の有無、被ばく線量の測定などにより評価、判定し、必要な措置を行うために、ふるい分けをすること、以下同)を行う。その後、除染や汚染の拡大防止措置を行い、汚染や被ばくの程度などに応じて、迅速に被ばく者等を緊急被ばく医療機関等に搬送する。また、搬送にあたっては、放射線管理要員を患者に随行させる。

② 救護所(避難所)等で展開される周辺住民等を対象とする初期対応

救護所(避難所)等では、周辺住民等を対象として、簡易な測定等による放射性物質の汚染の把握(サーベイランス)、スクリーニングを行うとともに、汚染や被ばくの程度に応じて、ふき取り等の簡易な除染等の処置や医療機関等への搬送の決定を行う。また、一般傷病者に対する医療活動や健康相談等を行う。

安定ヨウ素剤の予防服用の決定がなされたときは、迅速かつ的確に安定ヨウ素剤の配布を行う。

③ 医療機関における初期被ばく医療

原子力発電所近隣の初期被ばく医療機関では、原則として災害に至らない労災事故等の場合に、原子力発電所から搬送されてくる被ばく者等の外来診療を行い、ふき取り等の簡易な除染や救急処置を行う。

初期被ばく医療機関も含む原子力発電所近隣の救急指定等の各医療機関は、避難所等でのサーベイランス、スクリーニングの結果、汚染がなかった周辺住民等のうち一般傷病者について対応するものとする。

④ 各保健福祉事務所及び中核市保健所におけるスクリーニング及び健康相談の実施

各保健福祉事務所及び中核市保健所においては、原子力発電所近隣を自動車等で通過したこと等により健康に不安をもつ住民のために、所内に窓口を設け、必要に応じて健康相談及びスクリーニング等を実施するものとする。

スクリーニング測定記録票

ふりがな 氏 名																													
男 明大昭平 女	年 月 日生																												
現 住 所																													
検 査 日 時 場 所 測定者	年 月 日 (サイン)																												
サーベイメータの形式																													
サーベイメータの管理番号			身体汚染スクリーニング測定結果 (着用中の衣服を含む) 必要ならば関中にも記入																										
負 傷	☐ 要 救急処置 ☐ 要 介 護 ☐ 無																												
病 気 そ の 他 (妊 娠)	☐ 要 救急処置 ☐ 要 介 護 ☐ 処置を要しない		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 位</th> <th colspan="2">スクリーニング計数率</th> </tr> <tr> <th>以 上 (cpm)</th> <th>以 下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A (頭部)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B (顔(特に鼻腔))</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C (両腋)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D (両手の掌)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>E (両手の甲)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>F (服及びスポン のポケット)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>G (その他)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 位	スクリーニング計数率		以 上 (cpm)	以 下	A (頭部)			B (顔(特に鼻腔))			C (両腋)			D (両手の掌)			E (両手の甲)			F (服及びスポン のポケット)			G (その他)		
部 位	スクリーニング計数率																												
	以 上 (cpm)	以 下																											
A (頭部)																													
B (顔(特に鼻腔))																													
C (両腋)																													
D (両手の掌)																													
E (両手の甲)																													
F (服及びスポン のポケット)																													
G (その他)																													
安定ヨウ素剤の服用	有 (月 日 時 略) 無																												
除染処置 ☐ 要 ☐ 不 要																													
外部被ばく推定線量当量 全 身 mSv ¹⁰ 観察 ☐ 要 ☐ 不 要			(注) ☐ バックグラウンドを含む ☐ 正味計数率																										
スクリーニングレベル 換算の係数 バックグラウンド計数率	40Bq/cil(cpm β γ) Bq/cil/cpm cpm																												

注) SPEED I ネットワークシステム等のデータより被害者の居た地域と時間を参考にスクリーニングチームが記入する。

前頁の表は、福島県が準備していたもので、原発事故が発生したら被ばくの有無を調べるために存在していたものです。しかし、本件事故では、福島県がスクリーニング検査の実施を怠ったために、この用紙は使われていません。有ったものを無かったとウソをつかれるのは困りますので、参考のためにここに示しました。

原発事故を事件と呼ぶのは、事故防止対策を行わないで、事故防止対策をさせない対策に成功した東京電力が、本件事故で一番利益を得ていることが赦せないので、原告は単身闘っているのです。

事故を避けることをさせないで事故を招き、政府と行政が東京電力の為に事故前に有していた約束を無いものとウソをつき、事故対策費用と賠償金の負担を国税で賄い、東京電力自身は事故で疲弊することなく、事故前の法・約束・マニュアルを無いものになっている日本政府が、東電を守るためにウソで国民を騙している様は、法律と約束を重んじる国民に対しての「反乱」と言える。

更にひどいのは、被ばくをさせられない権利の一般公衆の被ばく限度を、被災者、被ばく被害者の了解なしで、20倍の20ミリシーベルトという数値を、違法組織の内閣府原子力被災者生活支援チームが国民に押し付けたこと。

等々、「内乱」ということを証明する証拠が山盛り有りますので、今後さらに詳しい証拠を基に解説してまいりますので、ご声援のほどよろしくお願いいたします。

おわり

井戸川克隆

『原発事故を見極めるには ウソに負けないことである』

水戸喜世子

本人提供



井戸川裁判と重なるところが多い「子ども脱被ばく裁判」（以下「子脱裁判」）は最高裁で棄却決定が出て、残念ながら敗訴が確定してしまいました。

裁判を支えていただいた支援者の皆さんと最後の総括集会を終えた翌日、足はおのずと「井戸川裁判」に向かっていた。希望はある！と。

“双葉町災害対策本部長”だった井戸川さんの東京地裁法廷闘争総集編である最終意見陳述を聞くことが出来たのは幸運でした。井戸川さんの青天の霹靂は、双葉町役場の町長室で「止める、冷やす、閉じ込める」は万全だから事故は絶対起こしませんと誓った東電の約束不履行に始まり、過酷事故が発生したというのに訓練の時とは打って変わって、国の責任者が現地に顔出しすらせず、「被ばく防護」に最低限必要な情報も共有されず、現地住民不在で規制値いじりが勝手に行われ、極めつけはベント時の事前通告さえなかったと、糾弾されました。

「……自分がやらなくても部下に命令するのに10秒もあればできただろうに。

12日、避難指示を受けて、（ベントのさなか）……町民を…町から避難させました」。

パワーポイントを使って陳述する井戸川さんは、邪悪に立ち向かう鬼でした。子脱裁判でも裁判を通じて浮かび上がってきたのは、人命保護よりも、法すれすれで「事故を小さく見せる」、「情報を出さない」事が優先事項でした。山下俊一発言はその一例です。

裁判所はそれも「裁量権のうち」として追認したのです。

真実だけを一つ一つ追求めてきた市民の目には、国ぐるみの犯罪行為としか映りません。

この日の法廷は啓示的でした。傍聴席は普通、最前列は記者席の張り紙があって座れないことになっていますが、張り紙がないのです。取材記者は来たことがないのでこうなったんだと毎回傍聴している人が教えてくれました。被告席には国・東電お抱えの巨大法律事務所から派遣された12名の代理人でびっしり。一方、原告席は小柄な井戸川さんが机の上に厚み6～7センチはあるピンク色のファイル7冊を前に悠然と一人だけ。

傍聴席はほぼ満席でした。「真実こそが勝者！」と堂々と胸を張る井戸川さんの気迫だけが終始法廷を圧倒し続けました。

原発は差別と隠ぺいの上にしか成り立たない代物であることを噛み締めました。

お詫び
と
訂正

「かわら版」32号24頁（最終行）に下記のような誤りがありました。水戸様、皆様にお詫びするとともに、本来の原稿通り訂正いたしましたことを報告します。 「かわら版」編集部

誤 → 原発は差別と隠ぺいの上にしか成り立たない代物であることを認めました。

正 → 原発は差別と隠ぺいの上にしか成り立たない代物であることを噛み締めました。

井戸川さんに叱咤！叱咤！ そして激励されて学んだこと

大野恭子

(原発さよなら四国ネットワーク)



今日、3月18日は愛媛伊方原発訴訟の判決の日でした。2011年12月、四国電力の伊方原発3号炉の運転停止を求め提訴、合計1502人の原告でした。「規制委員会の許可を得た原発は不合理な点が認められない限り安全性を具備したものといえる、また避難の問題は重大事故が起き重大な被害が生じる具体的危険性があるとは認められない」として、棄却となりました。規制委員長は何度も審査に通過しても安全と言えるものではないと言っているのです。

行政に追従し、司法の本来の役目、憲法第99条、「司法は未来を守り人権を守る最後の砦」をかなぐり捨てています。原発の安全神話に帰っているのです。

2月5日、東京地方裁判所での井戸川さんの最終弁論の傍聴にまいりました。久しぶりにお会いする井戸川さんは、少し小さくなっておられる気がして心配で胸が潰れました。でも法廷の井戸川さんは巨人の風格でした。

私が井戸川さんにお会いしてからおよそ12年が経ちます。何度も愛媛県に来ていただき、講演をして頂いたり伊方町役場への申し入れにも同行していただいたりしました。そして……

「あなた方は闘わずして負けている！他人ごとのようにやっているからダメなんだ。泣いたってダメ。私たちの同意なしに再稼働を決めるな！と愛媛県、伊方町、いかなる自治体の首長も私たちの権利『生命・自由及び幸福追求の権利』『健康で文化的な生活を営む権利』を無視し、住民に避難を強要できる権限はなく、地方自治法にも書いていない、と主張すべし！法律を勉強すべし！」と檄を飛ばされました。

実際に原発事故を体験し血のにじむ苦難に遭遇したかた、ましてや双葉町の町長として「住民を守る」責任を負ったかたでなければ発することのできない叱責とアドバイスでした。

国も県も東京電力も事故前に契約していたことをことごとく反故にしたこと、スピーディの活用も無く、そのため町民がたくさんの無用な被ばくをせねばならなかったこと、初期の被ばくの計測もされず放置されたこと、そして唯一、県外への住民避難を決行されたこと、誰も責任をとらないこと等々……井戸川さんは徹底的に絶望された中で、「双葉町」になるな！と言われたのです。

そこで決意した私たち10名が、以下のことを拒絶する旨、国、県、愛媛県内20市町と四国電力に対し内容証明付きで通知書を郵送しました。

拒否する通知書の概要↓

- ① 伊方原子力発電所1、2、3号機の再稼働（現在は1、2号機は廃炉工事中）
- ② 国から各自治体に対し策定を要求されている防災計画
- ③ ②の防災計画に基づく避難

追記：また、私たちの意思に反して再稼働に同意したのち私たちが避難を余儀なくされた場合、その結果生じた全ての損害について賠償を請求する。

伊方原発は佐田岬半島という日本で一番長い50kmの半島の付け根にあり、半島に住む5000人の住民は伊方原発事故が起きると避難などできません。また唯一瀬戸内海という内海に面した原発であることから、瀬戸内海を囲む自治体は死の海と大地となり、その災厄、被曝は計り知れないものとなることは、福島原発事故の現実から明らかです。

自分たちの権利を法律を根拠に主張する、人に命を預けるな、という井戸川さんの言葉が私たちを動かしたのです。

本来なら、この運動が全国に広がれば今のような「原発の安全神話」には帰らなかったのに、伊方裁判判決のような不当な結果にならなかったのではと、私たちの運動の力不足を思います。

まさに井戸川裁判の根底には、「事故の原因者を確定すること」「国と東電が約束し協定したことを忘れないこと」「被ばくさせられたこと」「自分の権利は自分以外に行使できないこと」等にあると思います。

そして、双葉町民は負けないでほしい、勝って生き抜いてほしい、幸せなふるさとを共に取り戻したいという強い意志が、この過酷な裁判を続けておられる原動力なのではないかと思います。

おびただしい公文書、法律書、科学書が並ぶ井戸川さんの事務所の映像を見ました。あらゆる角度から裏打ちされた検証による弁論を崩せる裁判官はいないと思います。

この裁判の勝利が、最低最悪の司法を変えると信じます。

2月5日最終弁論・報告集会アンケート

項目 * 1 口頭弁論感想 * 2 原告の報告について * 3 裁判について

- ① 会員 埼玉県 * 1 : 満席で最後の3分位しか入れず * 3 : たった一人の闘い お疲れ様でした。結果は天知る 一人の闘いを祝すべし ありがとうございました！
- ② * 2 : だいたい解った * 3 : 判決が出るのが怖い気がしているのですが。井戸川さんは楽しみにしているのですね。戦いがつづくのがわかりました。応援します。
- ③ 会員 * 1 : 本人訴訟にして井戸川さんは言いたいことを100% (かどうかわからないけど) 法廷に出すことができたんじゃないかなあ 弁護士たちがいた時は、まどろっこしかったでしょうね 国と東電のウソと隠べいと悪がはっきり示されています。裁判長は苦虫かみしめたような表情を時々してましたよ。 * 2 : だいたい解った。おっしゃりたいことが明確ですからよく解ります。政治の場も企業の会見も報道も「明確さ」がなくて、いつも心がザワザワするので、井戸川さんのお話聞くと、なんか心がスッキリします。 * 3 : 裁判長と裁判官お2人に判断能力と勇気(?)があるか? 7月30日楽しみです。井戸川さん(まだ 途中経過中でしょうが) 大変おつかれ様でした。
- ④ * 1 : 井戸川さんの主張された発言にすべて共感できました。埼玉への町民避難を実行されたことには敬意を表したいとずっと思っています。 * 2 : だいたい解った 事故が発生する以前に町民にも原発の危険性や立地についての勉強をする場を設けておくのも首長としての見識ではなかったかと残念に思う。 * 3 : 三権分立とは絵空事だと認識しています。この裁判の判決後も井戸川裁判は歴史の中に埋もれさせたくない。
- ⑤ 東京都 * 2 : だいたい解った * 3 : 負けると思うが、こうした集会を続けていくことで、ボクたちの意志を表し続けたい。

- 6 会員 東京都 *1：国、東電の考え方を聞きたかった *2：だいたい解った *3：国や東電などが相手なのでどうなるのかと思う。
- 7 会員 東京 *1：事実が良く知れてしっかりと学びました。家に帰り家族をはじめ、周知徹底したいと思います。ありがとうございました。 *2：だいたい解った *3：今回は傍聴してましたが、前回 おもったことは時間を伸ばして隠ぺいばかりしているなと思いましたが、司法が事実上どの裁判も崩壊していますが、やることに意義があると強く思いました。がんばって下さい。
- 8 会員 東京都 「これからベントを行います」と町民に知らせなかった、これは明らかに犯罪です。はじめて知りました。 *2：だいたい解った *3：鼻血について、その原因となる資料をお渡しします。ご参考になれば。
- 9 会員 新潟県 *1：菅直人は悪人というイメージが出来た。福一事故は人災ということを再確認した。 *2：だいたい解った。 安全神話にどっぷりつかった電力会社、政府の役人のたいまん(怠慢)、ウソが良く解った。 *3：良い結果が出る事を期待します。
- 10 神奈川県 *1：鬼気迫る最終弁論でした。東北の鬼たちは怒り続けています。 *2：だいたい解った *3：現在の司法の劣下(劣化)は、目を覆うばかりです。政治、立法もですが、司法を変えることでこれは命のかかわる事態に至っていると思います。
- 11 非会員 兵庫県 *1：昨日、子ども被ばく裁判の最終集会に参加、本日初めて傍聴に参加させていただきました。とても大切な裁判を闘って下さっていることに心から敬意と感謝を表します。たった一人で膨大かつ有用な書面をご準備下さったことに頭が下がります。菅直人さんはじめ、海江田さん枝野さん北澤さんが証人に立ち、懺悔して下さっていたら、、、と強く思われました。けれどもやはり当時自民政権であったとしたら、もっと酷い事態になっていたとは思いました。本当にお疲れさまです!! *2：だいたい解った 賠償基準を経産省が作っていたことを知りませんでした。住民の健康と命を経済を最優先する省庁に担わせていることに驚くばかりです。毒物を管理監督する筈の環境省がいつも経産省の下位に置かれている状況は正されなければならないと強く思います。憲法を中心に据えた独立した機関にするべきだと思います。 *3：子ども脱被ばく裁判は昨年11月末に最高裁への上告が棄却されました。本裁判も本日が最終弁論の期日となりました。井戸川さんの経験と知見をこれから継続して闘われる原発事故被害に係る裁判にぜひ活かしていただけたらと思いました。問題が解決されないままの状況を打開できるよう力をあわせられたらと願います。
- 12 会員 埼玉県 *1：井戸川さんの主張された数々の「ウソ」を裁判官がどう解釈(理解)して判決文を書けるか? ぜひ裁判官には国(行政)に忖度することなく、踏み込んだ判決文を書いてもらいたいと強く思います。 *2：だいたい解った 井戸川さんの主張の肝は「合同対策協議会」が国に無視され機能しなかったと理解しました。 *3：裁判官は人間性を抑えることなく、熱い気持ちを全面に出して判決文を書いて欲しいが(理想)……?
- 13 会員 埼玉県 *1：今日は「欺罔」「奸詐」という言葉を学びました。言うべきことを言わないと損をするだけだなあと思いました。 *2：だいたい解った 隠蔽と捏造の構図の表が強く印象に残っています。500年かからないとこの事故は終わらないと思いました。 *3：「原発事故のウソは夥しいものだ」という井戸川さんの言葉につきると思います。
- 14 会員 *2：1ミッシェルベルトが、国が20ミッシェルベルトに変えたこと。私も不満があった。井戸川さんがそのことに話されたことに共感。
- 15 会員 埼玉県 *1：傍聴席が一杯でよかったです *2：だいたい解った *3：応援します
- 16 新潟県 *1：例のマニュアルは私もよく存じませんでした。どこかで提供して頂けたら幸いです *2：だいたい解った *3：心から応援しています。たった一人で法廷に立たれている姿 たいへん感動しました。
- 17 非会員 東京都 *3：頑張りましょう ご苦労さまでした

(以上 17名)

井戸川裁判 福島被ばく訴訟



お知らせ（4月25日総会関連プログラム）

- ①井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会総会（4月25日）
会場：衆議院第一議員会館・B1大会議室（以下同じ会場）
12時～開場、12時30分～支える会総会開会
- ②映像記録（撮影：堀切さとみ）『原告が双葉町を語る』上映
13時30分～
- ③対談：井戸川克隆＊堀切さとみ
14時30分～ —「忘れてはならない双葉町の現実」
- ④報告会
17時30分～（19時終了）

井戸川裁判の判決日 2025年7月30日（水）
東京地方裁判所103号法廷 10時30分開廷

あとがき

31回を数える地裁での弁論、証人尋問、東電福島原発事故の被災町、首長でただ一人、闘う井戸川克隆！事故前の終始一貫しての「止める、冷やす、閉じ込める」「絶対無事故」確約の双葉町等、関係町への東電の約束が、虚言に過ぎなかった象徴・東電福島原発の木っ端みじんな、14年経ての残骸!! この事故直後、国の現地責任者が町へ事故一報もせず姿消し、町関係者同席の下、進めるとなっていた災害時対応の場を蹴散らし、町との連絡調整ないまま、事故後対応を独断決定する政治家トップの姿まで、井戸川元双葉町長は、白日の下に明らかにした31回!! 7月30日、約束反故とし、住民の平穏な日常を奪った東電、国の責任無しとすることなど、ありようはず無しと信じる!!!（沼尾）

会員募集・寄付のお願い

「井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会」では会員の募集（年会費1000円）及び寄付による支援のお願いをしております。ぜひ、お知り合いの方へもお声を掛けてください。

入会・寄付を希望される方は郵便振替用紙に以下の事項を記入してお振込みください。

通 信 欄：振り込みの名目「会費」「寄付」など。郵便番号、住所・氏名、電話番号、メールアドレス

口座番号：00110-6-361267 口座名義：井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会